２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年一般競争参加資格者で、プレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）平成18年度以降に元請けとして完成した工事で、下記(a)から(d)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

(b)　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。ただし、ＰＣ橋の張出架設は施工実績としてよい。

(c)　最大支間長が60m以上であること。

(d)　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、(a)から(d)は同一工事であること。

５）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

６）単体の実績をもって経常ＪＶで応募する場合は、出資比率が20％以上のものに限る。

７）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を建設工事に配置できること。

(イ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ)　平成18年度以降に、元請けとして完成した上記４）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記４）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ハ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

８）配置予定の主任技術者及び監理技術者は、令和４年４月１日以降配置可能な者であること。

９）配置予定の監理技術者は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

10）一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

11）本技術協力業務の受注者が、建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

12）申請書を提出する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

13）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合、又は発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、下記５の担当部局に１部郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）により提出するものとする（電子入札運用基準参照）。なお、電子メールの送信先は下記５に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）一次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：令和３年６月７日から令和３年６月16日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和３年６月17日９時00分から13時00分まで。

イ）郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和３年６月７日から令和３年６月16日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和３年６月17日９時00分から13時00分まで。

３　段階的選抜方式（二次審査）

⑴　発注者から競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記⑹の期間内に技術提案書を提出した者で、技術提案書の技術評価が最も高い者を優先交渉権者とする。

⑵　技術提案の評価に関する基準　本案件は、国道18号の妙高大橋について、損傷等が発生しているため、将来への恒久的な安全性を確保するために新橋に架け替える事業のなかで、新橋へ交通を切り替えた後に旧橋の上部工を撤去するものである。

本橋の撤去工法については、撤去工事時点の劣化状況に応じた安全性の再検討が必要となるが、不可視部分が存在するなど劣化状況の把握が困難である。

また、施工時においても随時、状況を確認する必要があり、その状況に合わせた施工者による施工計画の検討が必要であることから、設計段階から施工者独自の高度な技術が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、上部撤去工に関する技術提案を求める。

技術提案に対する評価項目、技術提案による評価基準は、業務説明書のとおりとする。

技術提案については、下記⑶を評価項目とし、説明書及び設計図書に基づき、施工場所の現場条件、周辺環境等にも配慮した技術提案書を提出すること。

また、技術提案に対する評価については、原則として各提案ごとに現場条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価し、合算する。

⑶　評価項目について　提出された技術提案については、下記①から③までの評価項目について審査を行う。

①　技術協力業務の実施に関する提案：30点
・理解度、実施手順及び実施体制について評価する。

②　上部工撤去における不確定要素への対応・提案能力に関する提案：40点
・的確性及び実現性について評価する。

③　損傷状況に関する所見及び追加調査等の提案：30点
・的確性及び実現性について評価する。

⑷　技術評価に関する事項　本案件の技術評価方式は、技術提案評価項目により、技術提案書の技術評価点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する方式である。

⑸　設計業務成果等の閲覧　本工事においては、設計業務成果を閲覧することができる。

なお、閲覧に係わる詳細は業務説明書による。

⑹　技術提案書の作成及び提出方法　技術提案書は、業務説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）にて受付期間内必着で１部提出すること。なお、電子メールの送信先は下記５に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）二次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：令和３年７月６日から令和３年８月４日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和３年８月５日９時00分から13時00分まで。